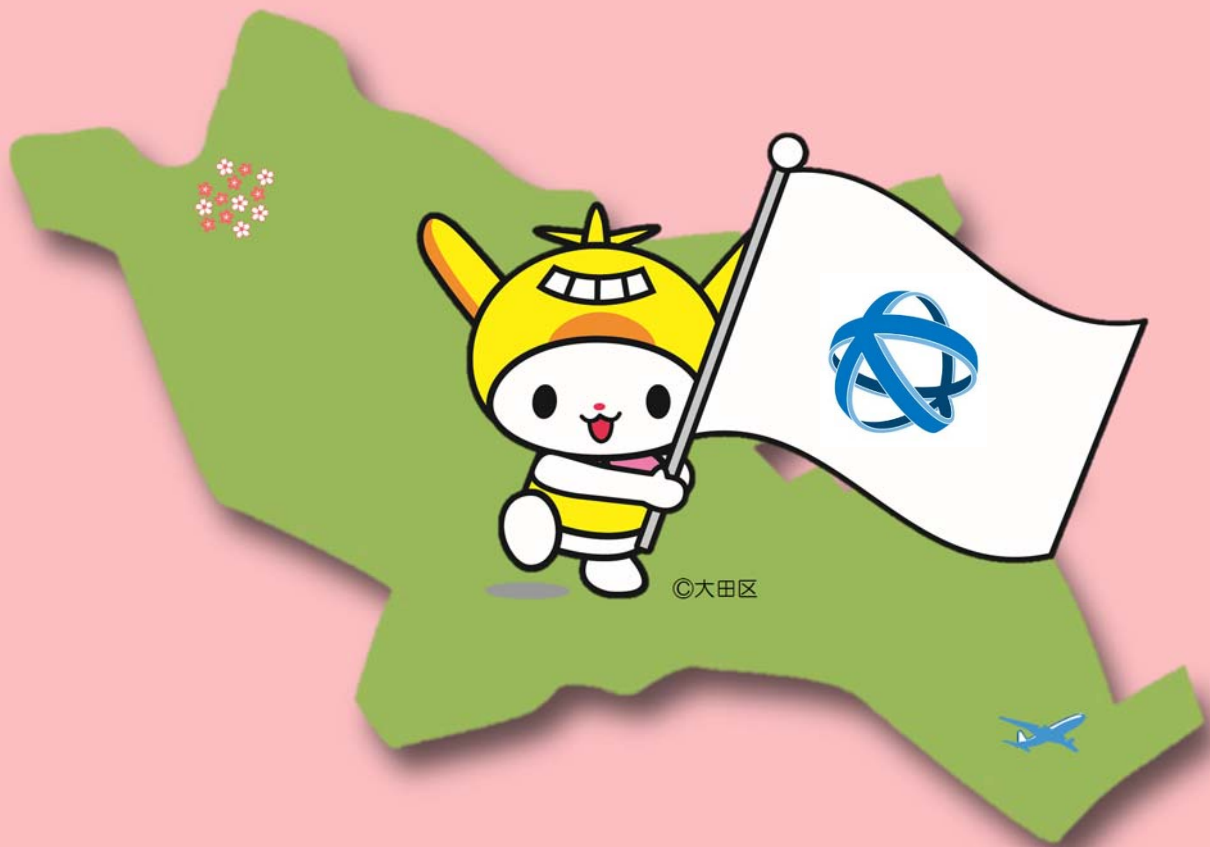


概要版

# おおた 子どもの生活応援プラン

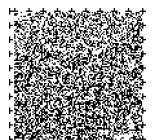
大田区子どもの貧困対策に関する計画



平成 29 年 3 月

大 田 区

この冊子は音声コード付きです。  
右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。  
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。



# 1 計画策定の概要

## 計画策定の背景

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、平成 24 年時点の子どもの相対的貧困率は 16.3%、約 6 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態にあり、先進国の中でも厳しい状況であるとされています。

大田区では、すべての子どもたちの将来がその生まれ育った環境に左右されず、自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけることをめざし、「おおた 子どもの生活応援プラン（大田区子どもの貧困対策に関する計画）」を策定しました。

## 区のめざす姿

子どもたちの将来が その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、  
地域力を活かし 必要な環境整備と教育の機会均等を図り、  
子どもたちが自分の可能性を信じて  
未来を切り拓く力を身につけることをめざします。

## 計画の基本的考え方

- まずは子どもに視点を置き、以下の4つの視点で、生活実態を踏まえた支援展開を行います。
  - 視点 1 家庭・学校・地域・行政が「気づき・見守る」体制をつくる
  - 視点 2 妊娠期から高校卒業時の進路決定までを「切れ目のない支援」でつなぐ
  - 視点 3 自己肯定感の育成と自立の支援により「貧困の連鎖を断ち切る」
  - 視点 4 子どもたちの未来を拓く力を育むための「総合的対策を推進」する
- 「地域共通の課題」として、区民（地域住民）、地域活動団体、企業・事業者などと積極的に連携を図ります。
- 地域においては、すべての子どもたちが地域社会から切り離されないよう、社会的に包み込むような支援（＝「社会的包摂」）を実践します。

## 計画の期間と対象

- 本計画の期間は、平成 29（西暦 2017）年度から平成 33（西暦 2021）年度までの5年間とします。
- 本計画の対象は、原則として妊娠期から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子どもとその家庭とします。なお、「切れ目のない支援」や「貧困の連鎖防止」という視点から、18 歳を超えた青年期についても対象を狭めるものではありません。

## 2 子どもの生活に関する現状と課題

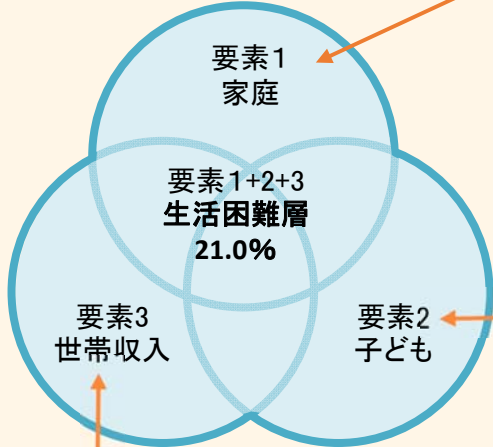
### 実態把握の方法

- 区における子どもの置かれた状況を把握し、今後必要な方策などの検討を行うため、次のアンケート調査・ヒアリング調査を実施しました。
  - 子どもの生活実態調査（保護者票・子ども票）  
期間：平成28年6月23日～7月7日  
対象：大田区立小学校の5年生とその保護者（回収率：76.3%）
  - ひとり親家庭の生活実態に関する調査  
期間：平成28年7月29日～8月16日  
対象：児童育成手当受給世帯の保護者2,000名（無作為抽出）（回収率：45.3%）
  - ヒアリング調査  
対象：区内施設・関係団体17か所（保育園、学校、NPO団体など）

### 区における「生活困難層」の定義

- 「衣・食・住」という基本的な生活の場面で課題が生じている家庭や、経済的な理由で子どもに関する消費や外出・体験などの機会が限られている家庭において、生活困難の度合いがより高いのではないかと考えました。
- 「子どもの生活実態調査」の結果を基に、以下の3つの要素に着目し、これらのうちいずれか1つ以上に該当する場合を「生活困難層」、いずれの要素にも該当しない場合を「非生活困難層」と分類しました。その結果、21.0%が「生活困難層」に該当しました。

非生活困難層 79.0%  
(全体から生活困難層を除いた部分)



#### 要素1：家庭からみた生活の困難

以下の7項目に関して、過去1年間に買えなかった経験、支払えなかった経験が1つ以上あると回答した世帯

- ①食料
- ②衣類
- ③電話料金
- ④電気料金
- ⑤ガス料金
- ⑥水道料金
- ⑦家賃

※①食料②衣類は「よくあった」「ときどきあった」のいずれかの場合

#### 要素2：子どもからみた生活の困難

子どもとの経験や消費行動、所有物に関する以下の14項目に関して、経済的な理由で与えられていないとする項目が3つ以上あると回答した世帯

- ①海水浴に行く
- ②博物館・科学館・美術館などに行く
- ③キャンプやバーベキューに行く
- ④スポーツ観戦や劇場に行く
- ⑤毎月おこづかいを渡す
- ⑥毎年新しい洋服・靴を買う
- ⑦習い事（音楽・スポーツ・習字など）に通わせる
- ⑧学習塾に通わせる
- ⑨1年に1回程度家族旅行に行く
- ⑩クリスマスのプレゼントをあげる
- ⑪正月のお年玉をあげる
- ⑫子どもの年齢に合った本がある
- ⑬子ども用のスポーツ用品・おもちゃがある
- ⑭子どもが自宅で宿題をすることができる場所がある

#### 要素3：世帯収入からみた困難

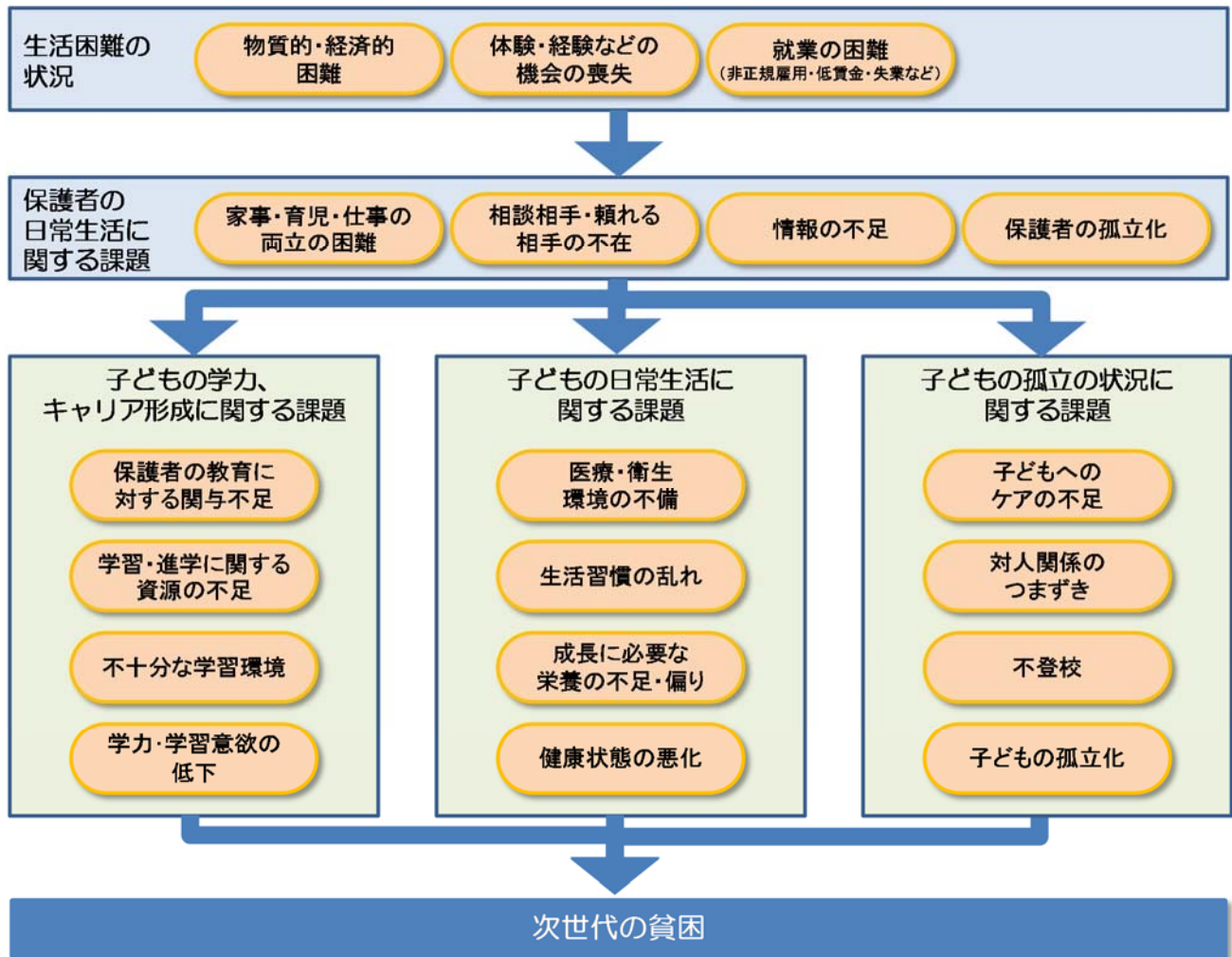
公的年金や社会保障給付を含めた世帯の総収入に関して、世帯人数を踏まえて算出した額が一定水準未満\*とみなされる世帯

※一定水準未満とは、厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」（所得は平成26年値）の所得金額の中央値を平均世帯人数で除した値の50%である等価世帯所得135.3万円未満を採用。なお、個々のサンプルで等価可処分所得を計算し、その中央値の50%として求める貧困線の基準とは完全に一致しない点に留意。



## 調査結果からみえた課題

アンケート調査やヒアリング調査の結果から、保護者の抱える課題が、子どもの抱える課題に影響を及ぼしていることがうかがえました。また、子どもの抱える課題は、子どもの自立に必要な力や進学機会の獲得、あるいは安定した就労の機会の獲得などにも影響を及ぼし、次世代の貧困の問題につながっていくと考えられます。そこで、区における子どもの貧困に関する課題を次のように整理しました。



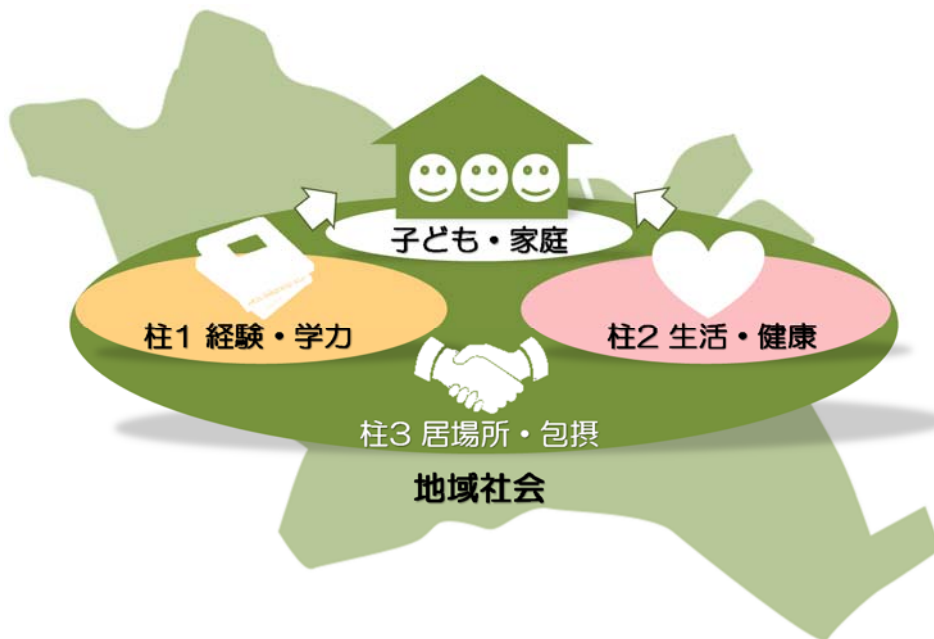


### 3 子どもの生活応援プランの施策

#### 施策の柱

アンケート及びヒアリング調査から把握した課題に対し、「経験・学力」「生活・健康」「居場所・包摂」の3つの柱による支援が特に重要と考え、子どもの貧困対策に取り組みます。

3つの柱に沿って、実効性の高い施策を展開し、子どもたちが自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけることをめざします。



「経験・学力」の柱では、子どもが育つ環境や世帯の所得に関わりなく、すべての子どもに基礎的な学力を保障するための良好な学習環境と、生きる力を育むための多様な体験や経験の機会を提供するための施策を展開します。学びと経験から生まれた子どもの意欲を、将来の夢につなげることをめざします。

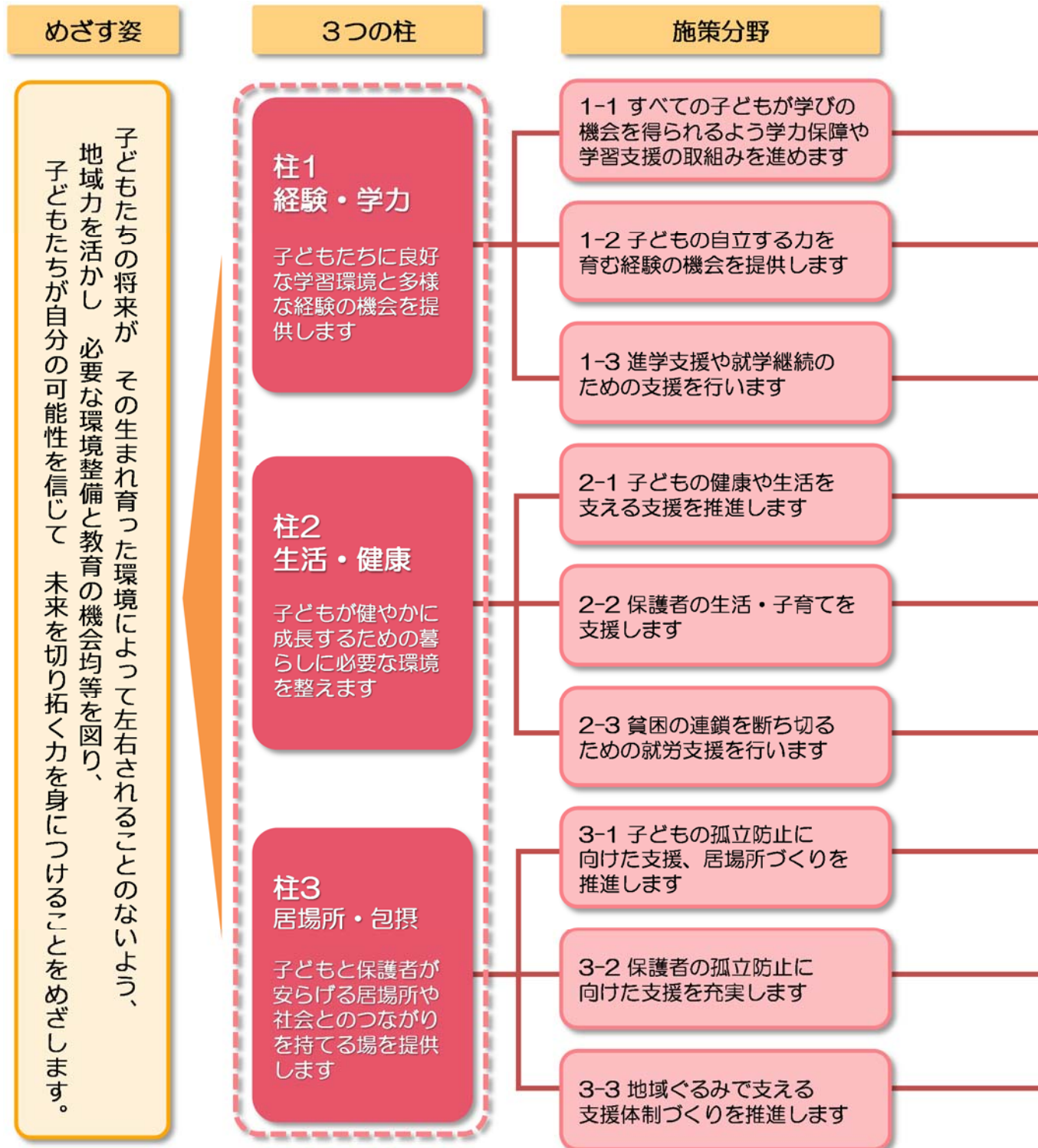
「生活・健康」の柱では、暮らしに必要な環境を整え、子どもが健やかに成長するための施策を展開します。子どもと保護者の心身の健康を支え、貧困の連鎖を断ち切る力を育てることをめざします。

「居場所・包摂」の柱では、子どもと保護者が安らげる居場所や、社会とつながりを持てる場を提供するための施策を展開します。地域社会が、すべての子どもを温かく包み込むような支援をめざします。また、困難を抱える子どもや保護者が社会から孤立せず、必要な支援が届くよう、地域や支援関係者が連携・協働して子どもの貧困対策を推進していく地域づくりをめざします。



## 施策体系

子どもの貧困対策を着実に推進するため、下記の施策体系により、部局間の連携強化を図ります。各部局は、子どもや保護者が抱える課題や支援へのニーズを先取りしながら、きめ細かい対応が可能な事業展開を行います。



また、本計画による施策を推進するに当たっては、子どもの貧困対策の重点施策と、施策の柱に関連する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととします。

## 施策小分類

- 1-1-1 学校教育を中心としたすべての子どもに対する基礎的な学力の保障に取り組みます
- 1-1-2 学びの連続性を高める幼児教育を推進します
- 1-1-3 地域による学習支援を推進します
- 1-1-4 一人ひとりの課題に応じた学習の支援を充実します

- 1-2-1 自己肯定感を育てる活動を支援します
- 1-2-2 生きる力につながる活動を支援します
- 1-2-3 進学や就労につながるキャリア教育を推進します

- 1-3-1 就学前段階に関する給付などの支援を行います
- 1-3-2 義務教育段階に関する給付などの支援を行います
- 1-3-3 高等教育等の段階に関する給付などの支援を行います

- 2-1-1 すべての子どもの健康、医療に関する支援を推進します
- 2-1-2 子どもの食事や栄養の確保、食育に取り組みます
- 2-1-3 妊娠期から子どもの健康を支える取組みを推進します

- 2-2-1 保護者の養育力の向上を支援します
- 2-2-2 すべての子どもの養育を支え、特に支援を必要とする世帯に気づく支援を行います
- 2-2-3 ひとり親家庭に対する生活・子育て支援を充実します

- 2-3-1 家庭と仕事の両立を支援します
- 2-3-2 経済的困難を抱える家庭に対する就労支援を行います
- 2-3-3 ひとり親家庭に対する就労支援を行います
- 2-3-4 若者に対する就労支援を推進します

- 3-1-1 子どもの居場所づくりを推進します
- 3-1-2 子どもの抱える困難を把握し、必要な支援につなげます
- 3-1-3 地域での子どもの見守りを推進します

- 3-2-1 困難を抱える世帯に対する相談やアウトリーチなどの支援を充実します
- 3-2-2 特に支援を必要とする世帯の孤立を防止する取組みを推進します
- 3-2-3 ひとり親家庭の孤立を防止する取組みを推進します

- 3-3-1 支援する人材の確保と育成に努めます
- 3-3-2 教育と福祉分野の連携を推進します
- 3-3-3 地域活動団体などの活動を支援し地域力を高めます
- 3-3-4 切れ目のない支援のための関係機関の連携体制を強化します



## 柱1 経験・学力

子どもたちに良好な学習環境と多様な経験の機会を提供します

### 子どもの貧困に関する課題（経験・学力）

学力・学習  
意欲の低下

不十分な  
学習環境

学習・進学に  
関する資源の不足

体験・経験など  
の機会の喪失

保護者の教育に  
対する関与不足

施策分野

1-1  
学力保障や  
学習支援の  
取組み

1-2  
自立する力を  
育む  
経験の機会提供

1-3  
進学支援や  
就学継続の  
ための支援

子どものライフステージ別

高等教育等

学齢期

乳幼児期

1-1-1-1  
学校教育

1-1-1-3  
地域の学習支援

1-1-1-4  
一人ひとりの課題に応じた学習の支援

1-1-2  
幼児教育

1-2-1  
自己肯定感を育てる活動の支援

1-2-2  
生きる力につながる活動の支援

1-2-3  
キャリア教育の推進

1-3-3  
高等教育等の段階  
の給付などの支援

1-3-2  
義務教育段階  
の給付などの支援

1-3-1  
就学前段階  
の給付などの支援



### 施策分野 1-1 すべての子どもが学びの機会を得られるよう学力保障や学習支援の取組みを進めます

- 子どもの「学力・学習意欲の低下」や家庭における「不十分な学習環境」「保護者の教育に対する関与不足」という課題に対応する施策として、学力保障や学習支援の取組みを進めます。
- すべての子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、学校教育を中心とした基礎的な学力の保障、就学前の幼児教育、地域による学習支援などの取組みを行います。
- 学習上の困難を抱えやすい子どもに対して、一人ひとりに寄り添った学習の支援を充実します。

学習指導講師の配置	習熟度別少人数授業の推進	補習教室の実施
読書活動の充実	理科教育の推進	ICT教育の推進
学習カルテ・学習カウンセリング	ステップ学習の全校実施	保育園における幼児教育の取組み
幼児教育に資する相談事業	幼児教育に資する啓発講座の開催	大田区こども日本語教室
子どもの学習支援事業	適応指導教室「つばさ」	日本語特別指導の充実
日本語学級	就学相談	特別支援教育の充実
糺谷中学校夜間学級	家庭教育学習会（学校デビュー応援プログラム）	
学校支援地域本部（スクールサポートおおた）		

### 施策分野 1-2 子どもの自立する力を育む経験の機会を提供します

- 子どもの「体験・経験などの機会の喪失」などを背景とする、自己肯定感の低下やさまざまな立場の人と関わる機会が少ない（ロールモデルの不足）などの課題に対応する施策です。
- 「自己肯定感を育てる活動の支援」「生きる力につながる活動の支援」「進学や就労につながるキャリア教育の推進」を行います。

大田区子どもガーデンパーティー	体験学習会	リーダー講習会事業
消費者講座（親子講座）	進路指導対策の推進	中学生の職場体験
ものづくり教育・学習フォーラム	保育園地域活動事業（小中学生の体験学習・ボランティア受入）	

### 施策分野 1-3 進学支援や就学継続のための支援を行います

- 子どもや家庭の「学習・進学に関する資源の不足」の課題に対応する施策です。
- 子どものライフステージに応じて、「就学前段階」、「義務教育段階」、「高等教育等の段階」の3段階に分けて施策・事業を掲載しています。

私立幼稚園等保護者補助金 奨学金貸付事業	就学援助費の支給 給付型奨学金積立基金給付金事業	就学奨励費の支給 生活安定応援事業
-------------------------	-----------------------------	----------------------

## 柱2 生活・健康

子どもが健やかに成長するための暮らしに必要な環境を整えます

### 子どもの貧困に関する課題（生活・健康）

#### 子ども

医療・衛生  
環境の不備

成長に必要な  
栄養の不足・偏り

子どもへの  
ケアの不足

生活習慣  
の乱れ

健康状態  
の悪化

#### 保護者

就業の困難  
非正規雇用・低賃金・失業など

物質的・  
経済的困難

家事・育児・  
仕事の両立の困難

#### 施策分野

2-1  
子どもの  
健康や生活を  
支える支援

2-2  
保護者の  
生活・子育ての  
支援

2-3  
貧困の連鎖を  
断ち切るための  
就労支援

#### 子どものライフステージ別

##### 高等教育等

##### 学齢期

##### 乳幼児期

##### 妊娠期

2-1-1 子どもの健康・  
医療に関する支援の推進

2-1-2 子どもの食事や栄養  
の確保、食育の取組み

2-1-3  
妊娠期からの  
取組み

2-2-1  
保護者の養育力向上支援

2-2-2 すべての子どもの養育を支え、  
特に支援を必要とする世帯に気づく支援

2-2-3  
ひとり親家庭に対する生活・子育て支援

2-3-1  
家庭と仕事の両立支援

2-3-2 経済的困難を抱える家庭に対する  
就労支援

2-3-3 ひとり親家庭に対する就労支援

2-3-4  
若者就労支援

## 施策分野 2-1 子どもの健康や生活を支える支援を推進します

- 子どもの健康や生活に関する主な課題のうち、「医療・衛生環境の不備」「成長に必要な栄養の不足・偏り」「子どもへのケアの不足」「生活習慣の乱れ」「健康状態の悪化」という課題に対応する施策です。
- 妊娠期・産後からの保護者への支援、子どもの健康・医療に関する支援、子どもの食事・栄養に関する支援に分けて施策・事業を掲載しています。

健康診査（4か月～4歳未満）	乳幼児経過観察健診	乳幼児発達診断
乳幼児歯科相談	学校給食	食育の推進
食育推進チームの設置	出産・育児支援事業かるがも	すこやか赤ちゃん訪問事業
両親学級	大田区きずなメールの配信【再掲】	
乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成	保育園地域活動事業（育児応援券の配布）	

## 施策分野 2-2 保護者の生活・子育てを支援します

- 保護者の健康や生活に関する主な課題のうち「家事・育児・仕事の両立の困難」や「物質的・経済的困難」という課題に対する施策です。
- 保護者全体に対して子どもの養育力を高める取組みと合わせて、生活や子育てに困難を抱える世帯を対象とする支援について施策・事業を整理しました。

子育てひろば事業	子育てグループワーク	初めてのパパママ子育て教室
絵本との出会い事業	育児学級	心急小口資金貸付事業
助産施設への入院措置	緊急一時保育	緊急保育
病後児保育事業	児童館事業	住宅確保支援事業（外国籍）
ひとり親家庭医療費助成制度	児童扶養手当	児童育成手当
東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	母子生活支援施設	住宅確保支援事業（ひとり親）
保育園地域活動事業（子育て相談、出張相談、園庭開放）	ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業	
ひとり親家庭に対する援助（ホームヘルプサービス）		

## 施策分野 2-3 貧困の連鎖を断ち切るための就労支援を行います

- 「就労の困難（非正規雇用・低賃金・失業など）」という課題や、保護者の「家事・育児・仕事の両立の困難」に対する施策として、貧困の連鎖を断ち切るための就労支援を行います。
- 困難を抱えた世帯を含む保護者への支援を、「保育基盤の充実」「経済的困難を抱える家庭・ひとり親家庭に対する就労支援」の視点で整理しました。また、高校を中退した若者などへの就労支援を「若者に対する就労支援」として整理しました。

認可保育園	認証保育所	小規模保育所
家庭福祉員（保育ママ）	学童保育	放課後ひろば（学童保育事業）
女性の就労支援（再チャレンジ等）	男性の家庭参画講座	放課後ひろば（放課後子ども教室）【再掲】
定期利用保育	ファミリー・サポートおおた	内職あっせん・相談事業
お仕事ナビ大田区	若者と中小企業のマッチング事業	
生活再建・就労サポートセンター JOBOTA	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業		

### 柱3 居場所・包摂

子どもと保護者が安らげる居場所や社会とのつながりを持てる場を提供します

#### 子どもの貧困に関する課題（居場所・包摂）

##### 子ども

対人関係の  
つまずき

子どもの  
孤立化

不登校

子どもへの  
ケアの不足

##### 保護者

相談相手・  
頼れる相手の不在

保護者の  
孤立化

情報の不足

#### 施策分野

3-1  
子どもの孤立  
防止に向けた支援  
・居場所づくり

3-2  
保護者の  
孤立防止に  
向けた支援

3-3  
地域ぐるみで  
支える  
支援体制づくり

#### 子どものライフステージ別

##### 高等教育等

3-1-1  
子どもの居場所づくり

3-1-2  
子どもの  
抱える困難を把握し  
必要な支援につなぐ

3-1-3  
地域での子どもの見守りを推進

3-2-1  
困難を抱える世帯への相談やアウトリーチ支援

3-2-2  
特に支援を必要とする世帯の孤立防止

3-2-3  
ひとり親家庭の孤立防止

3-3-1  
支援する人材の確保と育成

3-3-2  
教育と福祉分野の連携推進

3-3-3  
地域活動団体などの活動支援

3-3-4  
切れ目のない支援のための関係機関の連携体制強化

##### 乳幼児期



### 施策分野 3-1 子どもの孤立防止に向けた支援、居場所づくりを推進します

- 居場所・包摂に関連する課題のうち、「子どもへのケアの不足」「対人関係のつまずき」「孤立化」「不登校」などの課題に対応する施策として、子どもの孤立防止に向けた支援、居場所づくりを推進します。

放課後ひろば（放課後子ども教室） 学校開放事業 教育センター（教育相談） メンタルフレンドの派遣 子育てすくすくネット事業 民生委員児童委員による地域での見守り	放課後ひろば（学童保育事業）【再掲】 地域に根ざした公園・緑地の整備 生活指導の徹底・充実 青少年健全育成事業	中高生の居場所の充実 児童館事業【再掲】 問題行動対応サポートチームの設置 こども SOS の家 子どもの心サポート月間（学校生活調査の全校実施） 児童虐待の通告・相談（先駆型子ども家庭支援センター事業）
---	--	---

### 施策分野 3-2 保護者の孤立防止に向けた支援を充実します

- 保護者の課題のうち「相談相手・頼れる相手の不在」「保護者の孤立化」「情報の不足」に対応する施策として、保護者の孤立防止に向けた支援に取り組みます。
- 支援の必要な保護者を積極的に見つけるための施策として、「困難を抱える世帯に対する相談・アウトリーチなどの支援の充実」を推進します。

子育て情報の充実 大田区さすなメールの配信 婦人保護事業 精神保健福祉相談 多文化共生推進センター運営事業 母子・父子自立支援員による相談事業 こども発達センターわかばの家の事業（相談・地域支援事業等）	自殺総合対策事業 家庭相談員による相談事業 大田区養育支援家庭訪問「ゆりかご」 ペアレントトレーニング ぴよたまクラブ	子どもと家庭に関する総合相談 女性のための相談 すこやか赤ちゃん訪問事業【再掲】 障がい児・者の相談窓口 母子生活支援施設【再掲】 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 発達障がい支援事業（発達障がいに関する理解啓発事業）
---	---	--

### 施策分野 3-3 地域ぐるみで支える支援体制づくりを推進します

- 困難を抱える子どもや家庭を、温かく包み込む（包摂する）地域社会を推進するための施策・事業です。
- 「支援する人材の確保と育成」「教育と福祉分野の連携の推進」「地域活動団体などの活動の支援」「切れ目のない支援のための関係機関の連携体制の強化」の取組みに分けて整理しています。

子どもの貧困対策に関する意識啓発 スクールソーシャルワーカーの派遣 区民活動コーディネーター養成講座 地域力応援基金助成事業 生活指導対策（生活指導主任会）	幼児教育機関職員研修 スクールカウンセラーの配置 区民活動情報サイトの整備 家庭・地域教育力向上支援事業 要支援家庭等対策委員会	生活指導支援員 支援団体等のネットワーク強化 地域協働協力員の派遣 NPO・区民活動フォーラムの開催 要保護児童対策地域協議会
--	--	---

## 4 計画の推進

### 計画の推進と進捗管理

- 庁内はもとより国・東京都との連携を強化するとともに、地域の代表や有識者を含めた多様な関係者により構成する「(仮称) おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」を設置し、本計画をより一層推進していきます。
- 区民や地域活動団体の自主的な活動への支援を通じて、子どもたちを温かく包み込むような社会の実現に取り組んでいきます。
- 本計画期間においては、各施策の進捗状況や効果を常に検証・評価し、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、本計画及び各施策の見直し・改善を適切に実施していきます。

### 計画の指標

本計画の実効性を担保するため、以下の指標を設定します。各指標の動向を確認することで、施策・事業の実施状況や効果などを検証するとともに、必要に応じて見直しや改善に努めます。

	指標名	目標	概要	直近値 (平成27年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		不安定就労や失業につながる可能性のある高等学校中退の状況を把握する指標	7.88%
2	大田区学習効果測定の期待正答率を上回った生徒の割合		大田区学習効果測定(中学3年生数学)で、基礎学力が定着している生徒の割合を計る指標	63.5%
3	「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合		区立小学校の児童(小学6年生)の自己肯定感を計る指標	75.4%
4	ひとり親に対する就業支援事業(またはJOBOTA)を利用した人のうちの就業者数(率)及び正規雇用率		就業支援事業による、ひとり親家庭の就業の状況を把握する指標	—
5	妊娠届出者に対する面接を行った割合 すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率		子どもの貧困につながるリスクの高い家庭を早期発見する予防的な活動の浸透度を計る指標	— 96.7%
6	区立小学校の定期歯科健診(小学1年生)で未処置のむし歯がある子どもの割合		歯磨きを含む基本的な生活習慣が子どもに身に付いているかなど子どもの成育環境を示す指標	17.64%
7	不登校の児童・生徒の出現率(小・中学生)		将来的に貧困に陥るリスク要因の一つである不登校の児童・生徒の割合を把握する指標	小学生 0.41% 中学生 3.58%
8	本計画の推進に資する事業を担う活動団体・拠点数		子どもの貧困対策に取り組む地域の力を表す間接的な指標	—
9	「社会的包摂」の認知度		本計画の大きなテーマのひとつである「社会的包摂」を普及させるための指標	—

社会保障の大きな目的の一つは、「貧困」に陥る危険を予防し、貧困からの脱却を支援することにあるといえます。

「貧困」は、所得水準が低いなど金銭的・物質的な資源の欠如を表す概念であり、今日においても物質的な貧困の解消は重要な課題ですが、近年ヨーロッパ諸国では、従来の貧困の概念をより広くとらえ深く掘り下げた「社会的排除」(social exclusion)という概念が、社会政策の考え方の主流となりつつあるとされています。

この「社会的排除」という概念は、従来の貧困の考え方をより革新し、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に、社会における仕組みから脱落し、人間関係が希薄になり、社会の一員としての存在価値を奪われていくことを問題視するものであり、社会の中心から、外へ外へと追い出され社会の周縁に押しやられるという意味で、「社会的排除」という言葉が用いられています。一言で言えば、社会的排除は、人と人、人と社会との関係に着目した概念であると言えます<sup>2</sup>。

多くの人々は、家庭、地域社会、または企業が提供する労働市場のそれぞれ、もしくはいずれかに、自分の「居場所」と「役割」を見出すことで、社会生活に参加し、お互いの存在意義を認め合い尊重する中で、自立して生活しています。ところが、近年、社会的つながりの希薄化を背景に、社会に「居場所」と「役割」がなく、貧困や失業といった生活上の困難に遭遇した場合に、社会との接触が途絶え、その後も社会から隔絶された状態に陥りやすいという問題を生んでいます。近年の高齢者等の孤独死、ひきこもり、自殺等の社会問題の増加の背景にある現象ともいえます。

一方で、「社会的包摂」は「社会的排除」の解消を表す言葉であり、貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方です。そのためには、家庭、地域社会、職場の機能を再生することに加え、様々な領域にわたる問題が複雑に絡んで自分の力のみでは必要な支援策にたどり着くことが困難な人に対しては、その方の抱える問題を全体的・構造的に把握した上で、当事者本位の個別的、継続的、包括的な支援を行う仕組みを構築することが重要です。

また、社会的包摂政策をいち早く打ち出したEU諸国において、社会的包摂を促す政策の最大の柱は雇用政策です。なぜなら、EU諸国では、現代社会において、個人が他者とつながり、自分の価値を発揮する最たる手段が就労だと理解されているからです。働くことというのは、単に賃金をもらうための手段というだけではありません。働くことによって、人は社会から存在意義を認められ、「役割」が与えられます。働くことは、社会から「承認」されることであるといえます。だからこそ、人は「働く権利」があり、失業していることは、その機会を奪われることであり、失業そのもの自体が、たとえ生活に何の影響を及ぼさなくても、社会問題であると認識されています<sup>3</sup>。

政府は、個人の努力や家族の支援だけでは解決困難な問題に対して、放置して見過ごすのではなく、社会全体の問題として受け止め、国民一人ひとりが、希望を持ち、健やかに安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、社会の変化に対応した社会的包摂の取組みを推進していくことが重要です。

<sup>1</sup> 平成24年版厚生労働白書(厚生労働省)

<sup>2</sup> 阿部 彩『弱者の居場所がない社会 貧困・格差と社会的包摂』(講談社現代新書, 平成23年) p.93

<sup>3</sup> 同上 p.110



# おおた 子どもの生活応援プラン 概要版

—大田区子どもの貧困対策に関する計画—

発行年月：平成 29 年 3 月  
発行：大田区福祉部福祉管理課  
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号  
電話 03-5744-1111（代表）



©大田区  
大田区公式 PR キャラクター

はねぴよん